

貝 福 総 第 7 5 号

平成 28 年 8 月 日

大阪社会保障推進協議会

会長 井上 賢二 様

貝塚市長 藤原 龍男

(公 印 省 略)

2016 年度自治体キャラバン行動・要望書について(回答)

平成 28 年 7 月 1 日付けの標記要望書について、別紙の通り回答書を送付いたしますので、ご査収願います。

## 2016年度自治体キャラバン行動・要望書に対する回答書

### 1. 子ども施策・貧困対策について

- ①一刻も早く、外来・入院とも高校卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し)拡充をすすめるよう強く要望すること。他の3医療費助成の改悪に対して反対意見を表明すること。

(回答)

本市の子ども医療費助成制度は、平成27年4月より通院助成を小学校6年生まで拡大をいたしました。さらに平成29年4月から中学校3年生まで拡大いたします。

なお、所得制限については、平成22年7月に撤廃済みです。

また、引き続き、国に対しては、全国一律の制度の創設、府に対しては、乳幼児医療費助成制度の拡充について要望し、他の3医療費助成については、安易な改正を行わないよう意見を述べてまいります。

- ②就学援助の適用条件については「生活保護基準×1.3」以上とし所得でみること。また持家と借家で差をつける基準は廃止すること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にすること。生活保護基準引下げの影響が出ないようにすること。

(回答)

生活保護基準引き下げに伴い、借家家庭について生活保護基準の1.1倍から1.18倍に引き上げ、今年度さらに1.18倍から1.2倍に引き上げたところです。今後も生活保護基準引き下げによる影響が最小限にとどまるよう、適用条件について検討してまいります。

通年手続きにつきましては、学事課窓口で対応させていただいております。

第1回支給月については、課税状況の確定が6月下旬であり、年末調整や確定申告書の写しでは、その後変更となり正確な支給事務ができない場合がありますので、課税状況の確定を踏まえて進めさせていただきます。

- ③子育て世帯、ひとり親世帯の実質所得引上げのために「家賃補助」の制度化を図ること。独自の「こども手当」や児童扶養手当を第2子以降も同額とするために差額を補助すること。

(回答)

市営住宅入居者を含む各種家賃補助制度については、本市を取り巻く厳しい財政状況のもと、制度化を図ることは困難ですが、市営住宅については「同居者に小学校就学前の子ども」が含まれば裁量世帯として入居利用ができます。これにより同種同等の民間賃貸住宅より低廉かつ収入に応じた家賃負担が可能となります。

なお、市独自の現金支給制度の導入は困難であると考えています。

- ④中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とし、ランチボックス（業者弁当）方式はやめ子どもにとって栄養のある豊かなものとする。また、子どもの生活実態調査を実施し朝ごはんを食べていないこどものためにモーニングサービス（パン、バナナ、ヨーグルトなど簡単なもの）などを実施すること。

（回答）

本市におきましては、中学校給食については、平成27年4月から、民間調理場活用方式により実施しております。民間調理場活用方式におきましても、栄養バランスのとれた食事の提供という目的は十分に果たされていると考えておりますので、現行の方式を継続してまいりたいと考えております。

子どもの生活実態調査といたしまして、小中学校において、児童生徒に対して朝食の状況等の調査を行っておりますが、モーニングサービスの実施につきましては、現在のところ考えておりません。

- ⑤「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受けて、子どもの生活実態調査を行うこと。そのうえでひとり親世帯などに対する生活支援施策の具体化を行うこと。学習支援については生活保護世帯だけでなく就学援助適用世帯も含めた世帯の子どもたちに対して早急に実施すること。さらに学習支援とともに夕食支援も同時に行うこと。

（回答）

子どもの生活実態調査につきましては、今年度大阪府が行う実態調査の結果を参考に予定する予定です。

学習支援につきましては、生活保護世帯だけではなく就学援助適用世帯も含めて、小中学校で実施しております学習支援事業「学び舎」に協力をお願いしています。

今後につきましては、他市の事例を参考にしながら、貝塚市に合った、より有効な施策を研究してまいります。

- ⑥公立幼稚園・保育所の統廃合はやめ、待機児童問題を解決すること。

（回答）

集団教育・保育が適切に実施できない施設については、幼保の連携を検討する必要がありますが、それぞれの地域において、公立の就学前教育・保育施設を存続させる考えです。

待機児童問題については、引き続き解消に努めてまいります。

## 2. 国民健康保険・地域医療構想について

- ①第3回大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議での「取りまとめ案」では「統一保険料率」だけでなく、減免制度などについても「統一」の方向性が出されている。医療費水準を加味しない「統一保険料」では、インセンティブが全く働かなくなり、医療費の拡大は免れなくなり、結果保険料が高額平準化となることが危惧される。

保険料の賦課決定の権限は市町村にあり、大阪府都道府県運営方針は単なる技術的助言でしかないことから、大阪府のいう「決定の尊重」という名の押し付けは地方自治の侵害となる。納付金・標準保険料率の試算もされていないもとの「統一国保」との結論ありき、かつ抽象的な議論はあまりにも乱暴である。

10月以降、納付金と標準保険料率の具体的な試算が出た後に、住民のデメリットを中心に検討し、運営方針案に反映するような形で進めるようにすること。

(回答)

保険料については、国民健康保険事業の財政状況を見極めながら、検討したいと考えております。

- ②「大阪府地域医療構想」では病床機能毎の必要病床数の過剰・不足数を示しているが、病床転換の調整がつかない場合は、大阪府は「最終手段」として「公立病院に命令」「民間病院に要請」できるとしている。しかし、「過剰」とされている急性期病床について、府下各地の懇話会では在宅の受け皿としての急性期病床の重要性が指摘されている。

「大阪府地域医療構想」への対応や在宅医療の受け皿の整備について、どのような取り組みをしているか。

(回答)

市立貝塚病院では、すべての病床を急性期病床として継続する方針であります。

### 3. 健診について

- ①特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

(回答)

特定健康診査の実施率を上げるため、受診者にとって魅力ある健診となるよう、健診項目の充実を図るよう国に要望しています。なお、受診費用は無料としています。また、大阪府国保連合会等が実施する研修会には、積極的に参加し情報の収集に努めます。

- ②がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

(回答)

平成27年度は、クーポン事業が3つになり、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業が追加され、過去5年間で一度もクーポン券を使用していない人に再勧奨を行いました。利用率が1割程度にとどまったため、平成28年度は個人の意向調査を行い、受診行動につながるよう希望を聞いて勧奨を行なうことにしております。

がん検診と特定健診との同日受診日も設定しており、利用者の時間短縮に配慮し、バスの台数を1台から2台に増やしました。また、日曜日の検診をそのうち3回実施し、保

育付きの受診日も設けるなど、市民が受診しやすいように整えています。

なお、国保の特定健診は当初から無料で実施していますが、がん検診等につきましては、検診にかかる費用の約1/4から1/10に当たる500円から1,000円の間で一部負担金を徴収しているところです。

- ③特定健診・がん検診の受診率に対する分析・評価を行い、今後の対策を明らかにすること。

(回答)

がん検診に関しては、年度ごとの受診者人数、受診率等を算出し、地域保健対策推進協議会で報告・協議しています。平成26年度、国の対象年齢による受診率は、子宮がん検診で、国32%、大阪府29.5%、貝塚市40.5%で、乳がん検診でも、国26.1%、大阪府25.5%、貝塚市43.9%で高い受診率となっています。その他のがん検診では、個別の受診医療機関の検診体制が整わないことや、専門医がいないことで、受診率の向上につながっていないため、他市への委託をお願いするなど、更なる努力を行ってまいります。

- ④人間ドック助成未実施自治体はただちに制度化することと、実施している自治体は人間ドック+脳ドックの最低でも半額以上の助成とすること。

(回答)

国民健康保険事業の中で、被保険者を対象に人間ドックについては26,000円、脳ドックについては28,000円の助成を行っています。医療機関により費用が異なりますが、平均しますと人間ドックは67%、脳ドックは82%、両方セットで74%の助成となっております。

- ⑤日曜健診やさまざまな施設への出張検診を積極的に行うとともに、委託している医療機関の事務的な負担をできる限り軽減すること。

(回答)

日曜日1日で国保の特定健診とがん検診等(胃・肺・大腸・結核・乳・子宮・骨粗しょう症)をセットで受診できるよう組み合わせ、乳がん・子宮がん検診については午前午後ともに実施するなど、日曜検診の内容を充実させています。

また、出張検診は、毎年秋に山手地区公民館で行っておりますが、検診車が入るスペースや、受診者の駐車場確保など、安全で利便性の良い場所の確保が困難な状況です。

委託医療機関とは、検診依頼や情報提供などの時話し合い、できる限り意向にそってまいります。

#### 4. 介護保険～総合事業と障害者65歳問題、高齢者問題

- ①総合事業に移行しても、すべての要支援者が、現行どおりの条件と内容でホームヘルパーとデイサービスが利用できるようにすること。サービス類型については、訪問・通所ともすべて現行相当サービスのみとすること。要支援・要介護認定は、まず新規・更新

ともすべての申請者ができるようにし、基本チェックリストによる振り分けをしないこと。

(回答)

総合事業のサービスについては、必要な人に最も適したサービスが提供できるよう、訪問・通所とも現行相当サービスのほかに、指定事業者による基準を緩和したサービスを検討しています。要支援・要介護認定について、新規のかたは申請していただき、認定結果によりサービスの案内を行ないます。更新のかたについては、ご本人の希望を聞き取り、内容によって申請の案内を行います。

- ②介護事業所の抱える問題点（人材確保困難、報酬削減等による経営悪化）を踏まえ、地域の介護基盤を育成維持・向上させること。総合事業の案について、市内の関係事業所が参加する「話し合い」の場を早急に設定し、十分に意見を聞くこと。総合事業現行相当サービスの報酬を切り下げないこと。

(回答)

介護人材確保については、現在大阪府が中心となり、府内自治体や社会福祉協議会などが連携してそれぞれの地域における人材確保に向けた取り組みを行っており、引き続き取り組みに協力してまいります。

総合事業の内容については、介護保険事業者で構成されている事業者連絡会の代表者と話し合いを行っており、詳細が確定した段階で連絡会において説明させていただく予定です。実施するサービスの報酬については、サービス内容に応じて適切なものとなるよう設定いたします。

- ③40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について」（平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）ならびに事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」（平成27年2月18日）を踏まえ、一律に介護保険利用の優先を利用者に求めるのではなく、本人の意向を尊重した柔軟な対応を行うこと。そのために、当該障害者が65歳に到達する前に、本人から65歳到達後の福祉サービス等の利用意向を高齢・障害それぞれの担当職員が聞き取り、本人の願いに沿った支援が提供されるよう、ケアプラン作成事業所と十分に調整を行うこと。

(回答)

65歳を迎え介護保険制度の適用対象となった障害者は、障害者総合支援法第7条（他の法令による給付等との調整）の規定により、介護保険法に基づく給付が優先されます。しかし、障害の特性によっては、介護保険サービスだけでは適切な支援を受けることができない障害者もいます。このような方については、障害福祉サービスのみを受給していた時よりも生活の質が低下しないよう、個別の状況に応じて、ケアプラン作成事業所と調整のうえ障害福祉サービスの支給決定を行っています。

- ④前述の調整にもかかわらず、本人が納得せずに介護保険の利用申請手続きを行わない場合においても、一方的機械的に障害福祉サービスを打ち切ることなく、引き続き本人の納得を得られるケアプランの作成に努めること。

(回答)

介護保険制度との適用関係を障害者に理解を求め、65歳到達日の3か月前から要介護認定の申請手続きができることから、スムーズに介護保険のサービス利用につながるよう引き続き支援していきます。

- ⑤障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

(回答)

障がい福祉サービスについては、年齢に関わらず市民税非課税世帯は無料となっております。

介護サービスについては、収入等に応じて負担していただきます。

減免制度等、活用できる制度を適切に案内し、対応してまいります。

- ⑥高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。低額な年金生活者や生活保護受給者の中では、高齢者が「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。

(回答)

現時点では高齢者の熱中症予防の実態調査を実施する予定はありません。

熱中症予防については、広報等により市民に注意喚起しております。また、高齢者に対しては、介護予防教室やふれあい喫茶などの場において啓発を行ってまいります。

高齢者の見守りについては、熱中症予防も含め、地域包括支援センターをはじめ、関係機関や地域住民を巻き込んだ地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

クーラー導入費用や電気料金に対する補助制度は、今のところ考えておりません。

## 5. 生活保護に関して

- ①ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

(回答)

生活保護の実施体制については、受給者の増加に対応して年次的にケースワーカーを増員するとともに、順次、社会福祉士を配置するなど適正な実施体制の確保に努めています。

ケースワーカーに対しては、職場における指導・教育はもとより、職場外研修にも積極的な参加を促し、人材育成を図っています。

窓口対応については、常に法令順守し人権を尊重した丁寧な対応を行うように努めています。

- ②自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。

(回答)

生活保護の「しおり」については、制度の内容等をわかりやすく説明するため、必要に応じて内容を見直し、申請書と同様に、常時相談者の目につく場所に置いています。

- ③申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。

(回答)

申請時における違法な助言・指導は行っておりません。

また、就労指導は、本人の傷病の状態や能力、社会経済情勢等を勘案して行っているところであり、実態を無視した指導の強要はしていません。

就労支援としては、就労支援プログラムによる求職情報の提供などとともに、市や関係団体における臨時職員等の募集情報なども、適宜ご案内しています。

- ④国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらぬこと。生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。

(回答)

医療証の国への要望については、行う予定はありません。

医療扶助の実施については、厚生労働省の医療扶助運営要領により統一的に定められており、本市単独で医療証等を発行することは困難です。

緊急時などは電話連絡をいただくことにより、直接医療機関に医療券を発送するほか、医療券を持たずに受診した際には、医療機関からの連絡により医療券を発送しています。

また、重複受診を除いて、医療機関数の制限は行っておりません。



「通院医療機関等確認制度」の予定は現在のところありません。  
生活保護受給者等を対象としたハツラツ健診について、周知徹底に努めてまいります。

- ⑤警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

(回答)

反社会的で違法な行為の抑制・排除のため、関係機関との連携強化や暴力団等に対する生活保護の適正な取扱いの徹底を目的とし、平成 25 年度から警察官 OB を 1 名配置しています。

市民相互監視のためのホットラインを設置する予定は現在のところありません。

- ⑥生活保護基準は、2013 年 7 月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成 27 年 4 月 14 日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

(回答)

生活保護基準は、厚生労働省からの通知に基づき、適切に認定しています。

住宅扶助については、実施要領に基づき支給しており、経過措置についても、実態を確認のうえ、通知に基づき適用してまいります。

- ⑦資産申告書の提出は強要しないこと。生活保護利用者に対し、厚生労働省の資産申告書に関する「通知」の趣旨を十分に説明すること。また、生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は保有を認め、その保有は、生活保護利用者の生活基盤の回復に向け、柔軟に対応すること。

(回答)

資産申告書の提出は強要しておりません。実施要領に基づき、提出の案内・指導を行い、制度説明に努めます。

生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等につきましても、実施要領に基づき、十分に実態把握を行い、適切に対応します。